

土地改良区電気料金等緊急支援事業実施要領

令和 4 年12月22日 施行

令和 5 年 1 月 6 日 一部改正

（目的）

第1条 コロナ禍において外食需要の落ち込み等により米価が下落している中、さらに燃料価格高騰により電気料金が値上がりし農業者が大きな影響を受けている。こうしたことから、農業者の負担を軽減するとともに、農業水利施設における省エネルギー・コスト削減に対する取組を推進することを目的として、これに努める土地改良区（土地改良区連合を含む。以下、同じ。）を対象に、農事用に係る電気料金の増嵩分及び省エネルギー化に要した経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。なお、その交付に関しては、秋田県財務規則（以下「規則」という。）及び秋田県農業農村整備関係補助金及び交付金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に基づき行うものとする。

（事業の内容）

第2条 事業の内容は、次のとおりとする。

（1）事業主体：秋田県内土地改良区

（2）補助対象及び補助率

1）電気料金増嵩分への補助

ア 補助対象

令和 4 年 2 月分から令和 5 年 1 月分における、農事用に係る電気料金（農業水利施設の動力源として利用する電気料金及び機場の照明等、農業水利施設の維持管理等に関連する必要電気料金。）のうち、令和 4 年 1 月燃料費調整単価を基準とした各月増嵩分。

ただし、すでに別の補助事業の対象となっている次の施設については、重複補助を避けるため、土地改良区負担割合を考慮して補助金額を算出するものとする。

①基幹水利施設管理事業（基幹水利施設管理事業実施要綱（平成 8 年 7 月31日 8 構改A第595号）。）の対象農業水利施設については、増嵩額合計の 3 0 %を補助対象とする。

②水利施設管理強化事業（水利施設管理強化事業実施要綱（令和 3 年 3 月29日付け 2 農振第3534号）。）の対象で、要綱第 8 に基づく別表 1 のア 多面的機能の発揮に対応した農業水利施設については、増嵩額合計の 6 2 %（1. 0 / 1. 6 ※小数点以下切り捨て）を補助対象とする。

③水利施設管理強化事業対象で、要綱第 8 に基づく別表 1 のイ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等に対応した農業水利施設については、増嵩額合計の 5 7 %（1. 0 / 1. 7 5 ※小数点以下切り捨て）を補助対象とする。

イ 補助率

10／10以内。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

2) 省エネルギー化への支援

ア 補助対象

この要領制定日から令和5年2月末までに工事現場着手及び完了した、省エネルギー化に要した経費。

イ 補助率

1／2以内。ただし、千円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。

- 2 事業主体は、燃料価格高騰に対する省エネルギー・コスト削減の取組（令和4年度の燃料価格高騰以降、実施しているものを含む）を行うものとし、第3条の規定による補助金交付申請兼実績報告書に、その取組の内容を記載するものとする。

（補助金交付申請及び実績報告）

第3条 事業主体は、交付要綱第2条及び第10条に基づき、補助金交付申請書及び実績報告書を提出するものとし、その様式及び添付書類については交付要綱によらず、次の書類を提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 経費の配分及び事業実績の概要（様式第2号）
- (3) 集計票（様式第3号）及び個票（様式第3号個票3－1～3－3）
- (4) 本補助金収入について総(代)会の議決があったことを証する書面

※事業主体は、土地改良法第30条第1項に基づき、本補助金の収入に関して、総会の議決を得なければならない。ただし、臨時総(代)会の開催が困難である場合、理事会の議決があったことを証する書面で差し支えないものとするが、この場合、次の総(代)会で報告するものとする。

- 2 地域振興局長は、第1項の書類を受理したときは、事業主体が保管する根拠書類等を元に、これを検査するものとする。
- 3 地域振興局長は、第2項の検査結果適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、交付要綱第4条に基づき事業主体に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第4条 交付要綱第5条に基づく着手届及び完了届は省略するものとする。

（補助金の額の確定及び請求）

第5条 規則第256条に規定する補助金の額の確定は、第3条第3項の交付決定の通知をもって額の確定があったものとみなす。ただし、すでに行った交付の決定の変更を要するときは、交付要綱第12条に基づき、補助金等額確定通知書により通知するものとする。

- 2 事業主体は、第3条第3項の通知を受けたときは、交付要綱第11条に基づき、速やかに請求書を知事に提出するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第6条 事業主体は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、疑義等が生じたときは、その都度県と協議して決めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年12月22日から施行する。

この要領は、令和5年1月6日から施行する。

様式第 1 号（補助金交付申請兼実績報告書）

年 月 日

（あて先） 地域振興局長

住所（事務所の所在地）
氏名（代表者職氏名） 印

補助金の交付について（申請）

年度において土地改良区電気料金等緊急支援事業が終了しましたので、補助金を交付されるよう申請します。

- | | | |
|---|--------------------|----------------------|
| 1 | 補助金の名称 | 土地改良区電気料金等緊急支援事業費補助金 |
| 2 | 補助事業の種類 | 土地改良区電気料金等緊急支援事業 |
| 3 | 経費の配分及び事業実績の概要（別紙） | |
| 4 | 省エネルギー・コスト削減への取組内容 | |
| 5 | 補助金の使途 | |
| 6 | 補助金申請額 | ¥ |

（注）（１）４は、別表を参考に記載すること。（複数記載可）
（２）５は、本補助金の活用予定について、具体的に記載すること。
※要領第 2 条第 1 項（２）１）電気料金増嵩分への補助を受ける場合に記載。

(別表)

取組メニュー			取組内容
ソフト対策	省エネ化	1 排水機場の内水位調整	ポンプ効率が最大となる定格回転で運転できるよう内水位を調整し、エネルギー使用量を削減
		2 休止可能機器の通電停止	ポンプ場内のスペースヒータ（凍結、結露防止施設）等の温度設定の変更、換気設備等のポンプ運転と連動した最適な運転停止等によりエネルギー使用量を削減
		3 大口径ポンプの優先使用	ポンプ効率の良い大口径ポンプを優先使用することによりエネルギー使用量を削減
		4 無効送水の削減	農業水利施設のきめ細かな運転管理や運用見直しにより、送水時の損失や管理上必要な水量を節減し、エネルギー使用量を削減
		5 節水による送水量の削減	気象状況、用水需要等に応じた農業水利施設のきめ細かい運転管理、番水（日別・ブロック別配水）、ため池等の地域内水源の先使い等による送水量節減の取組により、エネルギー使用量を削減
		6 エネルギー管理の強化	・専門技術者による省エネ診断の実施 ・省エネのための施設の運用方法のマニュアル化 ・人材育成のための研修参加又は省エネ関連の参加取得（電気工事士、電気主任技術者、エネルギー管理士、機械保全技能士） ・無効送水の削減など水利用者（農家）への省エネの啓発活動 ・電力需要の少ない夜間のポンプ運転によるピーク需要の抑制 ・再生可能エネルギー由来の電源への切り替え又は利用拡大 ・農業水利施設の動力以外の管理所の電灯等のエネルギー使用量の削減
		7 独自の取組（省エネ化）	上記以外で、エネルギー使用量の削減に資する独自の取組
	コスト削減	8 ポンプの同時運転台数の削減	調整池等を活用した送水量のピークカットや降雨予測時の事前排水等により、ピーク時のポンプ同時運転台数を削減し、月最大需要電力の見直しにより基本料金を削減
		9 電力契約の適正化	過年度の電力需要（月最大需要電力）を検証し、契約電力を下げることにより基本料金を削減
		10 電力契約使用期間の短縮	これまでの実績を踏まえ、早期の送水の停止が可能な場合に、契約使用期間前に終了手続を行い基本料金を削減
		11 独自の取組（コスト削減）	上記以外で、エネルギー料金の削減に資する独自の取組
ハード対策	省エネ化	12 電動機制御方式の見直し	インバータ制御の導入によるポンプ流量の回転速度制御方式への切り替えなど、電動機制御方式を効率的な方式に変更することによりエネルギー使用量を削減
		13 水路のパイプライン化	開水路から管水路（パイプライン）へ改修することにより送水時の損失や管理上必要な水量の削減による送水効率の改善を図り、エネルギー使用量を削減
		14 遠隔制御機器の導入	水田の給水栓や水路のゲートなどにICTを活用した遠隔監視・制御機器を導入し、自動制御等による水管理の効率化によりエネルギー使用量を削減
		15 独自の取組（省エネ化）	上記以外で、エネルギー使用量の削減に資する独自の取組
	コスト削減	16 力率の改善	進相コンデンサの増設又は最適な容量への見直しにより力率を改善（無効電流の軽減）し、電力会社における基本料金の割引制度の適用により電力料を削減
		17 ピークカットのための調整施設の整備	調整池の整備やポンプ吐出し水槽の容量拡大等により、送水量のピークカットを行い、ポンプの同時運転台数を削減し、月最大需要電力の見直しにより電力料を削減
		18 独自の取組（コスト削減）	上記以外で、エネルギー料金の削減に資する独自の取組

※メニュー番号 6、7、11、15、18については、様式第 1 号に記入する際、取組内容を明記すること。

（記載例）

- ・エネルギー管理の強化（農業水利施設の動力以外の管理所の電灯等のエネルギー使用量の削減）

様式第 2 号
■経費の配分及び事業実績の概要

団 体 名 : _____

1 要領第 2 条第 1 項（2） 1）電気料金増嵩分への補助 について

対象 箇所数 合計	補助金額 (円) A	補助対象区分（1-1）		補助対象区分（2-1）		補助対象区分（2-2）	
		対象 箇所数	補助金額 (円)	対象 箇所数	補助金額 (円)	対象 箇所数	補助金額 (円)
0	0						

- 【補助対象区分】
(1-1) 一般管理施設
(2-1) 補助事業を活用して管理している施設
【基幹水利施設管理事業の対象施設】
(2-2) 補助事業を活用して管理している施設
【水利施設管理強化事業の対象施設】

2 要領第 2 条第 1 項（2） 2）省エネルギー化への支援 について

事業内容	算出根拠	事業費 (円)	国費 (円) B	土地改良区費 (円)	備 考
					着手日 令和 年 月 日 完了日 令和 年 月 日
合 計		0	0	0	

3 経費の合計（A＋B）

_____ 0 円

- ※特記事項
- ・ 1 について、様式第 3 号（集計票及び個票）を併せて提出すること。
 - ・ 2 について、内訳がわかる資料を添付すること。
 - ・ 本様式により難しい場合は、適宜記入方法を県と協議すること。

(1-1) 一般管理施設 ※下記区分(2-1)、(2-2)以外

(2-1) 補助事業を活用して管理している施設
【基幹水利施設管理事業の対象施設】

(2-2) 補助事業を活用して管理している施設
【水利施設管理強化事業の対象施設】

2 補助金額の算定 (補助金額＝①＋②＋③) ※千円未満切捨て

※対象箇所数 0 箇所

- ・整理番号は、通し番号とし、個票と一致すること。
- ・上記様式により難い場合は、適宜記入方法を県と協議すること。

■個票（契約種別区分：低圧）

※低圧は契約電力50kW未満で、規制部門（特定小売供給約款）により供給を受けるものをいう。
（自由化部門（低圧電気標準約款、選択約款）を除く）

団体名： _____

1 契約内容

整理 番号	対象箇所	契約種別	備考
1－〇			

（記載要領）

- ・整理番号は、集計票と一致すること。
- ・「対象箇所」欄には、電力契約における使用場所住所を具体的に記載すること。
記載例：〇〇排水機場（〇〇市〇〇）
- ・「契約種別」欄には、電力契約における契約種別を記載すること。
記載例：農事用電力A

2 補助対象区分（該当するものに〇をつける）

選択	区 分
	(1-1) 一般管理施設 ※下記区分(2-1)、(2-2)以外
	(2-1) 補助事業を活用して管理している施設 【基幹水利施設管理事業の対象施設】
	(2-2) 補助事業を活用して管理している施設 【水利施設管理強化事業の対象施設】

3 補助対象事業費の算定

基準単価（R4.1） ①	月	R4燃料費調整単価 ②	増嵩分（円/kWh） ③=②-①	使用電力量(kWh) ④	増嵩額（円） ⑤=③×④
0.82	R 4 . 2	1.83	1.01		0
	R 4 . 3	2.67	1.85		0
	R 4 . 4	3.05	2.23		0
	R 4 . 5	3.36	2.54		0
	R 4 . 6	3.47	2.65		0
	R 4 . 7	3.47	2.65		0
	R 4 . 8	3.47	2.65		0
	R 4 . 9	3.47	2.65		0
	R 4 . 10	3.47	2.65		0
	R 4 . 11	3.47	2.65		0
	R 4 . 12	3.47	2.65		0
	R 5 . 1	3.47	2.65		0
	合計			0	0

【電気料金の負担割合】 (％)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区 ⑥

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{増嵩額合計} & \times & \text{⑥} & /100 & = & \text{補助金額(円)} \\
 \boxed{0} & \times & \boxed{0} & /100 & = & \boxed{0} \text{円}
 \end{array}$$

(記載要領)

- ・請求書等をもとに、各月の使用電力量を④に記載すること。
- ・月毎の増嵩額について、一円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)
- ・電気料金の負担割合について、補助対象区分(2-1)、(2-2)にあつては、要領第2条(2)1)アで規定する負担割合とすること。
- ・電気料金の負担割合について、土地改良区以外の負担割合が不明な場合は、空欄とすること。
- ・補助金額について、千円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)

4 その他特記すべき事項

(記載要領)

- ・上記以外に特記すべき事項があれば、記載する。

■個票（契約種別区分：高圧）

※高圧は契約電力50kW以上2,000kW未満のものをいう。

団体名：_____

1 契約内容

整理番号	対象箇所	契約種別	備考
2-〇			

（記載要領）

- ・整理番号は、集計票と一致すること。
- ・「使用場所」欄には、電力契約における使用場所住所を具体的に記載すること。
記載例：〇〇排水機場（〇〇市〇〇）
- ・「契約種別」欄には、電力契約における契約種別を記載すること。
記載例：農事用電力A

2 補助対象区分（該当するものに〇をつける）

選択	区 分
	(1-1) 一般管理施設 ※下記区分(2-1)、(2-2)以外
	(2-1) 補助事業を活用して管理している施設 【基幹水利施設管理事業の対象施設】
	(2-2) 補助事業を活用して管理している施設 【水利施設管理強化事業の対象施設】

3 補助対象事業費の算定

基準単価（R4.1） ①	月	R4燃料費調整単価 ②	増嵩分（円/kWh） ③=②-①	使用電力量（kWh） ④	増嵩額（円） ⑤=③×④
0.79	R 4 . 2	1.77	0.98		0
	R 4 . 3	2.58	1.79		0
	R 4 . 4	2.94	2.15		0
	R 4 . 5	3.24	2.45		0
	R 4 . 6	3.47	2.68		0
	R 4 . 7	4.49	3.70		0
	R 4 . 8	5.64	4.85		0
	R 4 . 9	7.39	6.60		0
	R 4 . 10	9.12	8.33		0
	R 4 . 11	10.59	9.80		0
	R 4 . 12	12.12	11.33		0
	R 5 . 1	12.93	12.14		0
	合計			0	0

【電気料金の負担割合】 (％)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区 ⑥

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{増嵩額合計} & \times & \text{⑥} & /100 & = & \text{補助金額(円)} \\
 \boxed{0} & \times & \boxed{0} & /100 & = & \boxed{0} \text{円}
 \end{array}$$

(記載要領)

- ・請求書等をもとに、各月の使用電力量を④に記載すること。
- ・月毎の増嵩額について、一円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)
- ・電気料金の負担割合について、補助対象区分(2-1)、(2-2)にあつては、要領第2条(2)1)アで規定する負担割合とすること。
- ・電気料金の負担割合について、土地改良区以外の負担割合が不明な場合は、空欄とすること。
- ・補助金額について、千円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)

4 その他特記すべき事項

(記載要領)

- ・上記以外に特記すべき事項があれば、記載する。

■個票（契約種別区分：特別高圧）

※特別高圧は契約電力2,000kW以上のものをいう。

団体名：_____

1 契約内容

整理番号	対象箇所	契約種別	備考
3-〇			

（記載要領）

- ・整理番号は、集計票と一致すること。
- ・「使用場所」欄には、電力契約における使用場所住所を具体的に記載すること。
記載例：〇〇排水機場（〇〇市〇〇）
- ・「契約種別」欄には、電力契約における契約種別を記載すること。
記載例：農事用電力A

2 補助対象区分（該当するものに〇をつける）

選択	区 分
	(1-1) 一般管理施設 ※下記区分(2-1)、(2-2)以外
	(2-1) 補助事業を活用して管理している施設 【基幹水利施設管理事業の対象施設】
	(2-2) 補助事業を活用して管理している施設 【水利施設管理強化事業の対象施設】

3 補助対象事業費の算定

基準単価（R4.1） ①	月	R4燃料費調整単価 ②	増嵩分（円/kWh） ③=②-①	使用電力量（kWh） ④	増嵩額（円） ⑤=③×④
0.76	R 4 . 2	1.71	0.95		0
	R 4 . 3	2.49	1.73		0
	R 4 . 4	2.84	2.08		0
	R 4 . 5	3.13	2.37		0
	R 4 . 6	3.36	2.60		0
	R 4 . 7	4.35	3.59		0
	R 4 . 8	5.46	4.70		0
	R 4 . 9	7.15	6.39		0
	R 4 . 10	8.82	8.06		0
	R 4 . 11	10.24	9.48		0
	R 4 . 12	11.72	10.96		0
	R 5 . 1	12.50	11.74		0
	合計			0	0

【電気料金の負担割合】 (％)

国	県	その他 (市町村等)	土地改良区 ⑥

$$\begin{array}{rclclcl}
 \text{増嵩額合計} & \times & \text{⑥} & /100 & = & \text{補助金額(円)} \\
 \boxed{0} & \times & \boxed{0} & /100 & = & \boxed{0} \text{円}
 \end{array}$$

(記載要領)

- ・請求書等をもとに、各月の使用電力量を④に記載すること。
- ・月毎の増嵩額について、一円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)
- ・電気料金の負担割合について、補助対象区分(2-1)、(2-2)にあつては、要領第2条(2)1)アで規定する負担割合とすること。
- ・電気料金の負担割合について、土地改良区以外の負担割合が不明な場合は、空欄とすること。
- ・補助金額について、千円未満切捨てで計算すること。(※自動計算のため、記入不要)

4 その他特記すべき事項

(記載要領)

- ・上記以外に特記すべき事項があれば、記載する。